

A. 十月廿九日日本橋區本小町原町方面ニ別記(一)ノ如キビラ
(早川ハ工場所有者)ヲ始メ今日在厚郡駒澤町上馬方
面ニ別記(二)ノ如キビラヲ貼付シ尚世田ヶ谷中學校前ニ別
記(三)ノ如キビラヲ撒布セリ

B. 十一月三日午後四時深川區猿江東町一六九ニ一戸ヲ借受
ケ爭議因本部ヲ設置セリ

(2) 事業主側

A. 事業主ハ十月三十日午後四時工場閉鎖ヲ為シ直々ニ別記

(四)(五)ノ如キ解雇通書共ニ要求手對スル回答書ヲ各職工ニ
郵送セリ

B. 工場ノ所有者在厚郡駒澤町上馬一七一早川章次郎ハ十月
廿日死亡セルヲ解決一層困難トナレリ

(3) 交渉状況

本月二日午後一時工場ニテ事業主中曾根長三郎ハ労働者代

表原菊藏外七名ト會見シ

中曾根ヨリ

「工場ヲ閉鎖スルニ當リ、解雇手當日給十四日分、臨時休業ヲ為
シタル三日後即チ四日目ヨリ日給ノ半額并工場主ヨリ金庫
封(内容未定)ヲ給與ス

尚従業員ハ本日午後七時限工場ヨリ退去セラレ度シ
ト發表シ

労働者側ヨリ別記(六)ノ如キ請求書ヲ提出シタルモ中曾根ハ
是ヲ拒絶シ五日更ニ會見スル事トシテ會見ヲ了レリ

二. 警察事故

前記會見ノ間東一級労働者組合本部員高橋光吉(當廳特要)

ハ労働者ヲ煽動シ直接行動ニ出テントシタルヲ以テ深川扇橋
警察署ニ令行取調ノ上拘留二十日ニ處シタリ

右及申(通)報候也